平成２２年（フ）第２５１号
岡山県倉敷市玉島上成454番地８
債務者　藤井　時久
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
山形県酒田市中野俣字村上４番地の２、前住所山形県鶴岡市下川字七窪１番地14
債務者　五十嵐美鈴
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１５７９号
名古屋市中区栄１丁目22番２号　ライオンズホテル名古屋505号
債務者　森谷　忠幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９３号
愛知県北名古屋市能田蓮池67番地
債務者　小中　規彰
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
京都府亀岡市篠町篠下西山13番地32
債務者　中津　紀治
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
京都府亀岡市大井町並河３丁目８―22、住民票上の住所京都市右京区嵯峨五島町１番地の37
債務者　小野　昌利
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
京都府亀岡市大井町並河３丁目８―22、住民票上の住所京都市右京区嵯峨五島町１番地の37
債務者　小野　章枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
京都府宮津市字吉原627番地の25
債務者　藤巻　弘樹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第４５号
京都府京丹後市峰山町室５番地の４
債務者　中西　洪藏
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１８５号
大阪府南河内郡河南町大字大ヶ塚76番地、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町大字大ヶ塚78番地の18
債務者　大ヶ塚造園こと　三村　　軍
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
大阪府高石市取石３丁目１番３号
債務者　堀山ルイサこと　ＨＯＲＩＹＡＭＡ　ＬＵＩＳＡ　ＢＡＬＢＥＲＯ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２２号
堺市堺区甲斐町西３丁２番27号　グランディール堺401号
債務者　柳川　芳弘
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
大阪府河内長野市あかしあ台２丁目６番19号
債務者　山内　郁夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１―２―202号
債務者　西本　昌弘
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
大阪府羽曳野市壺井376番地
債務者　守谷八重子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８０１号
堺市南区庭代台４丁３番１号
債務者　馬場　辰子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１９号
大阪府河内長野市美加の台１丁目40番１―219号、前住所大阪府河内長野市美加の台７丁目27番10号
債務者　半羽　正幸
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係